

下松市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画

1 第3期特定健診等実施計画の達成状況

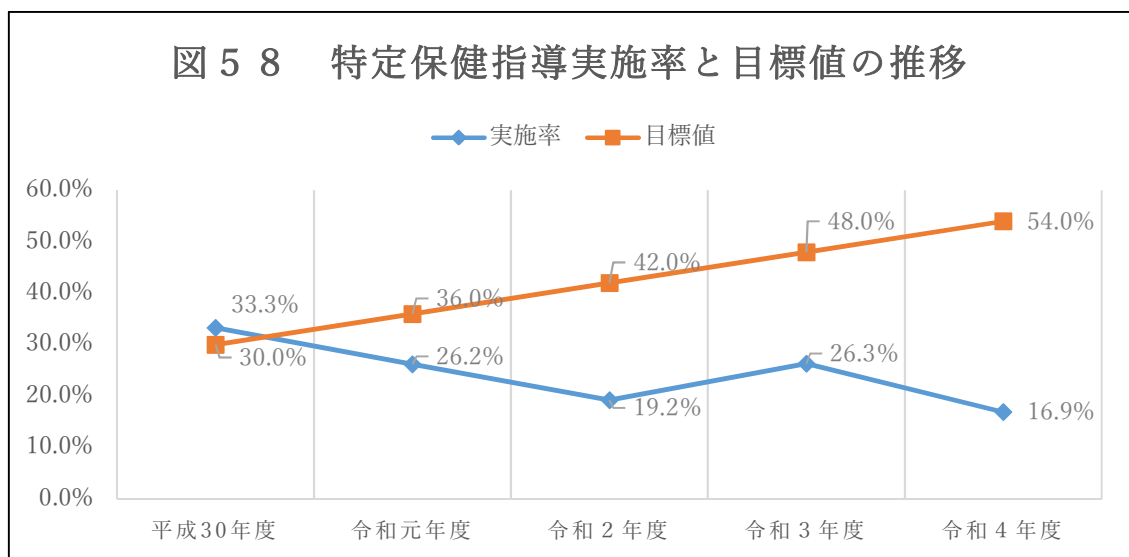
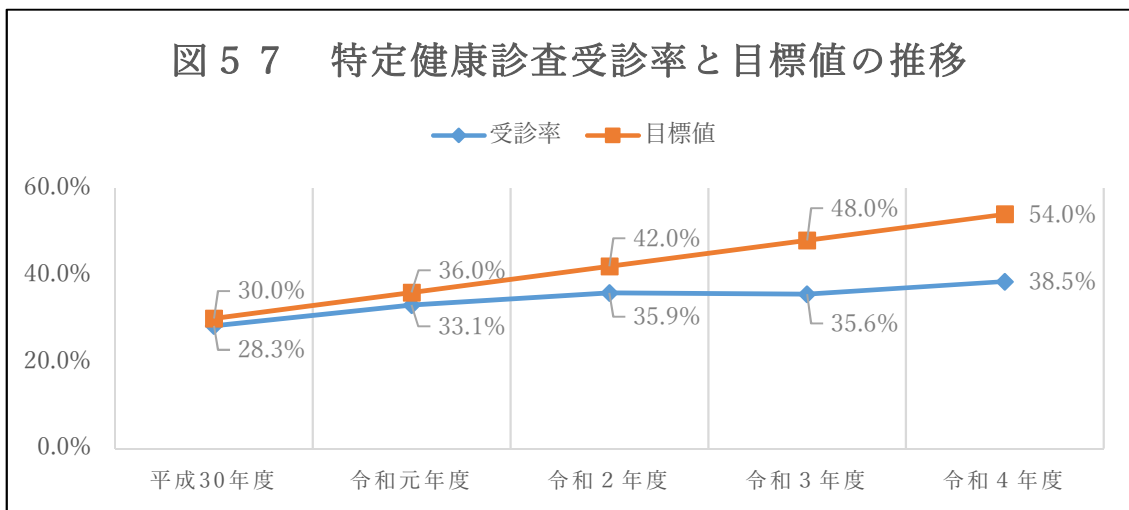
(1) 特定健康診査・特定保健指導の達成状況

特定健康診査受診率は、平成30年度から令和4年度にかけて、令和3年度を除いて上昇したが目標値を達成できていない。(図57)

特定保健指導実施率は、平成30年度のみ目標値を達成したが、令和元年度以降目標値を達成できていない。(図58)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
特定健診受診率	28.3% (30%)	33.1% (36%)	35.9% (42%)	35.6% (48%)	38.5% (54%)
特定保健指導実施率	33.3% (30%)	26.2% (36%)	19.2% (42%)	26.3% (48%)	16.9% (54%)

※()内の数値は、第3期計画期間の目標値



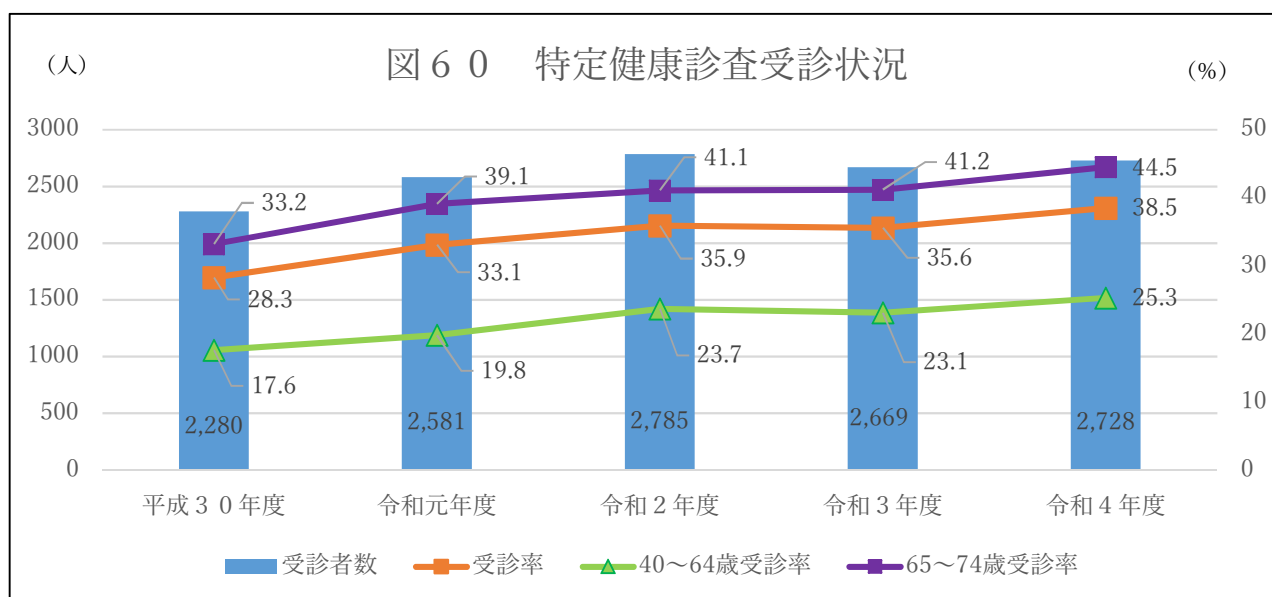
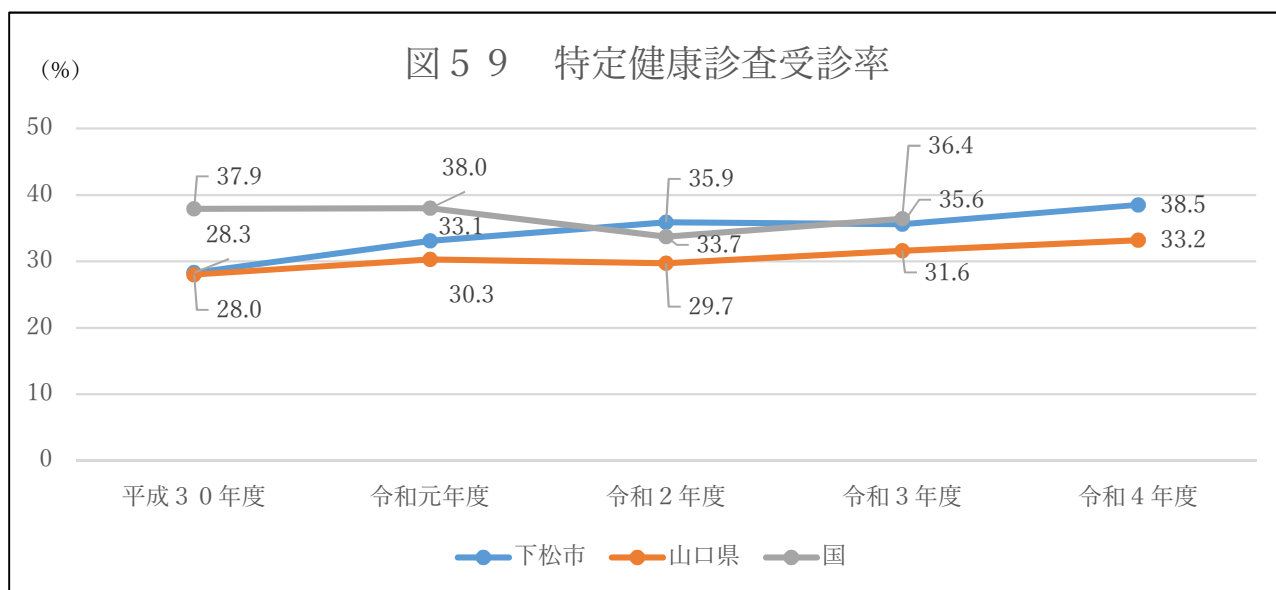
【特定健康診査 法定報告確定値】

(2) 特定健康診査受診率の推移

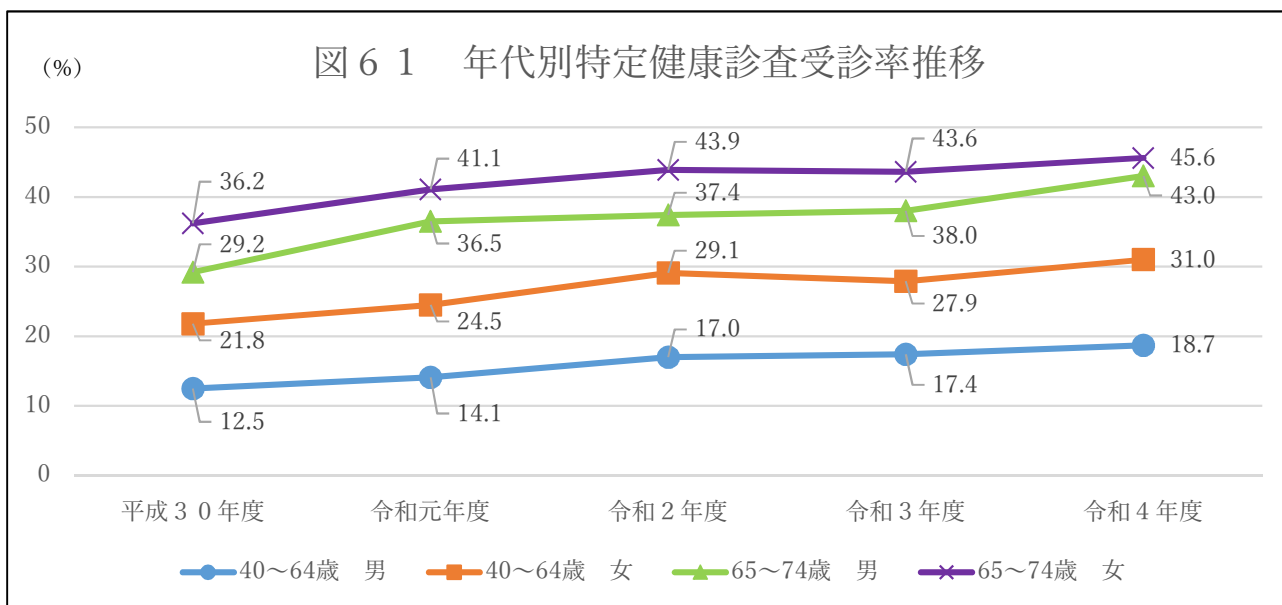
特定健康診査の受診率は、県内の平均を上回っており、令和4年度には国の平均よりも上回った。特定健康診査の受診者数は、平成30年度(2,280人)から令和2年度(2,785人)にかけて大きく増加し、その後ほぼ横ばいである。(図59、図60)

年齢別の受診状況を見ると、40歳～64歳の被保険者の受診率は、5年間で7.7%の上昇に対し、65歳以上の被保険者の受診率は、11.3%の上昇となっている。(図60)

男女別の受診状況を見ると、40歳～64歳の被保険者、65歳以上の被保険者ともに、女性被保険者の受診率が男性被保険者の受診率よりも高いが、65歳以上の男性被保険者の伸び率が5年間で13.8%と一番高くなっている。(図61)



【特定健康診査 法定報告確定値】



【特定健康診査 法定報告確定値】

2 達成しようとする目標

(1) 特定健康診査等実施の基本的な考え方

生活習慣病の予防・早期発見・早期治療・重症化予防に着目した効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導実施のための取組を強化する。

- ア 特定健康診査の受診勧奨及び制度周知の促進
- イ 健診結果からの必要な保健指導の徹底
- ウ 医療費適正化効果までを含めたデータ蓄積と効果の評価

(2) 目標の設定

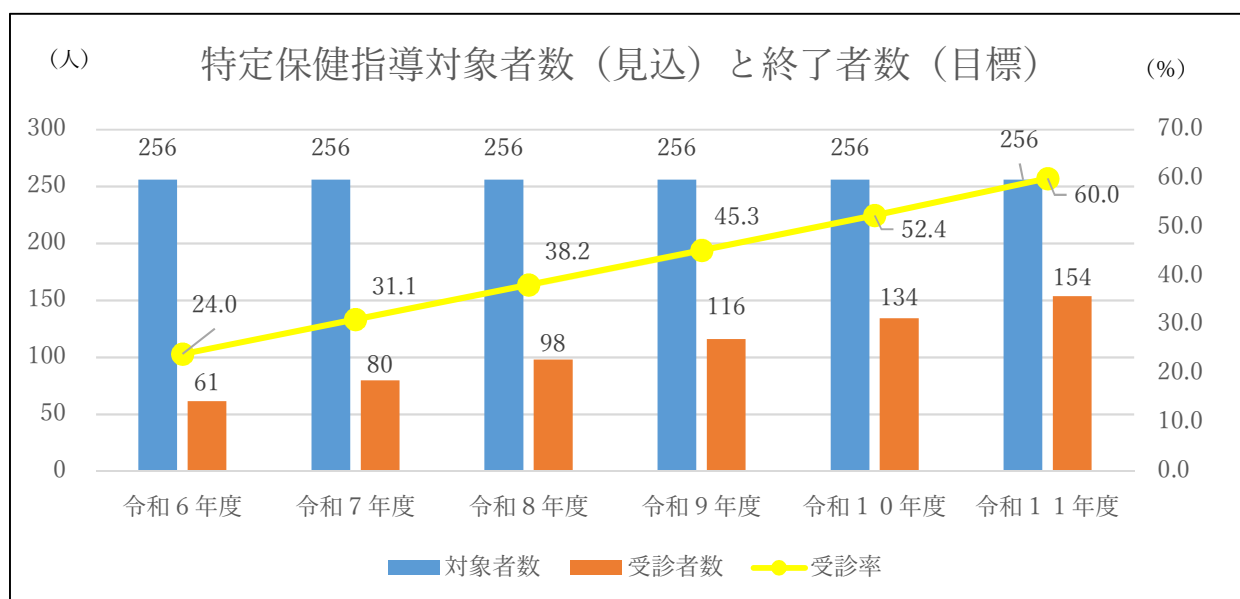
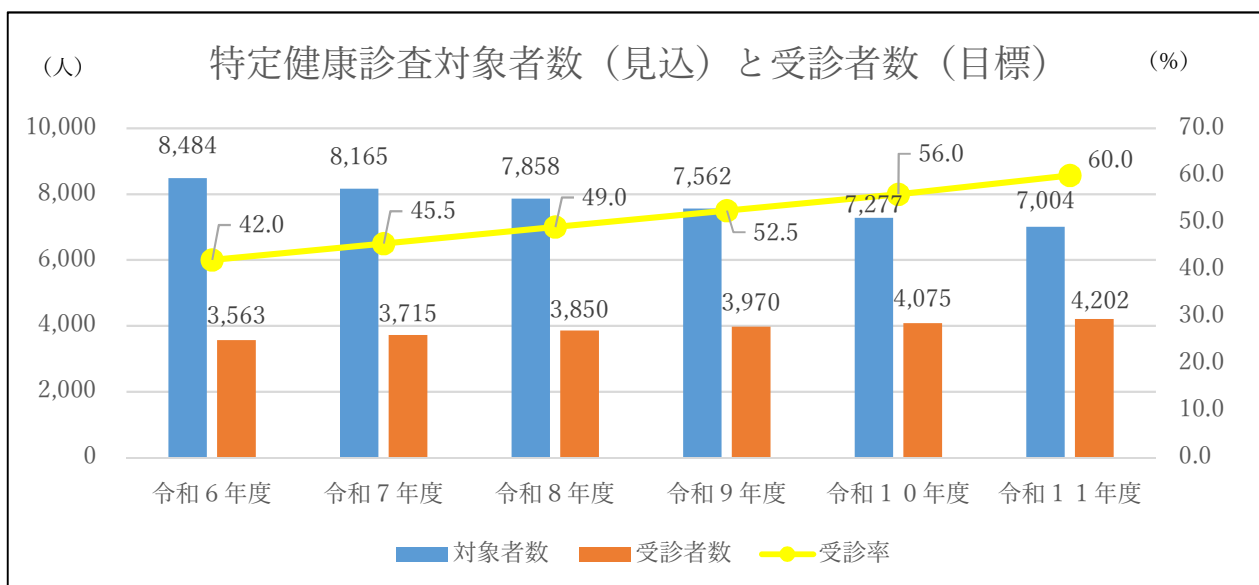
この計画の実行により、令和11年度までに特定健康診査受診率を 60%、特定保健指導実施率を 60%とする。

(3) 下松市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針(令和5年厚生労働省告示第144号)に掲げる参酌標準をもとに、下松市国民健康保険における目標値を以下のとおり設定する。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査 受診率	42%	45.5%	49%	52.5%	56%	60%
特定保健指導 実施率	24%	31.1%	38.2%	45.3%	52.4%	60%

3 令和11年までの特定健康診査等の対象者数(達成目標)



特定健康診査の実施年度中に40歳～74歳となる被保険者で、かつ当該実施年度の一年間を通じて加入している者(年度途中での加入・脱退の異動がない者)のうち、妊産婦等除外規定の対象者(刑務所入所中、海外在住、長期入院等)を除いた者が特定健康診査の対象者となる。

なお、対象者のうち特定健康診査に相当する他の健康診査(労働安全衛生法に基づく事業主健診等)を受診し、その結果データを受領できる者を除外したものを各年度の実施すべき数とする。

4 特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健康診査の実施方法

被保険者の生活習慣病に対する意識や特定健康診査への受診意欲を高める周知・勧奨を実施し、被保険者がより受診しやすい健診体制を構築することに努める。

ア 実施場所

下松市保健センター
契約した医療機関

イ 実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診項目とする。

【具体的な健診項目】

(ア) 基本的な健診項目

- ① 質問項目(服薬歴、喫煙歴等)
- ② 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ③ 理学的所見(身体診察)、
- ④ 血圧測定、脂質検査(空腹時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又は Non-HDL コレステロール)
- ⑤ 肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ⑥ 血糖検査(空腹時血糖及びHbA1c)
- ⑦ 尿検査(尿糖、尿蛋白)

(イ) 追加健診項目

- ① 心電図検査
- ② 血清クレアチニン(eGFRによる腎機能の評価を含む)

(ウ) 詳細な健診の項目(医師の判断に基づき実施 ※)

- ① 貧血検査
- ② 眼底検査

※「医師の判断に基づき実施」とは次の事項に該当するものとする。

○ 貧血検査

貧血の既往歴を有する人又は視診等で貧血が疑われる者

○ 眼底検査

当該年度の特定健康診査の結果等において、次のa又はbに掲げる基準に該当した者(当該年度の特定健康診査の結果等において、aに掲げる基準に該当せず、かつbの項目の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査等の結果等においてbの基準に該当した者)

a 血圧 収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上

b 血糖 空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c が 6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上

(ただし、受診者の性別・年齢等を踏まえ医師が個別に判断する必要がありそのためにも判断理由を明記し、受診者に説明する必要がある。)

◎ 次のa又はbに該当する者で医師が腹囲の検査を必要でないと認めた場合は、腹囲検査を省略できるものとする。

a BMIが20未満である者

b 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る)

ウ 実施時期

(ア) 保健センターにおいては、翌年2月まで実施。

(イ) 委託契約医療機関においては、5月～翌年2月に実施。

エ 特定健康診査等の外部委託

特定健康診査の個別健診の実施については、下松医師会、笠戸クリニックへの個別委託とする。特定健康診査の集団健診の実施については、対象者の利便性に配慮した実施機関を選定し、個別委託する。

特定健康診査等費用の支払及びデータ管理事務等のシステムの運用に関し、代行機関として山口県国民健康保険団体連合会に委託する。

【特定健康診査委託基準】

(ア) 基本的な考え方

特定健康診査受診率向上を図るため、利用者の利便性に配慮した健診を実施するなど対象者のニーズを踏まえた対応が必要となる。一方で、精度管理が適切に行われぬなど健診の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないように委託先における健診の質を確保することが不可欠である。そのため具体的な基準を定める。

(イ) 具体的な基準

- ① 国が定める内容の健診を適切に実施するために必要な医師、臨床検査技師及び看護師等が確保されていること。また常勤の管理者が置かれていること。
- ② 国が定める内容の健診を適切に実施するため必要な施設及び設備を有していること。
- ③ 検査や診察を行う際、受診者のプライバシーが十分に保護される施設(部屋)が確保されていること。
- ④ 救急時における応急処置のための設備を有していること。
- ⑤ 健康増進法第25条に定める受動喫煙防止措置が講じられていること。
- ⑥ 国の定める検査項目で、標準物質による内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。また、現在実施されている種々の外部精度管理調査(日本医師会、日本臨床検査技師会、全国労働衛生団体連合会など)を定期的を受け、検査値の精度が保証されている結果であるとともに精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられること。
- ⑦ 国の定める電子的標準様式により、特定健康診査結果を安全かつ速やかにCD-R等の電磁的方式により提出できること。

また、受診者の健診結果や心電図等の健診記録が適切に保存・管理されているとともに、個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を遵守していること。

オ 実施方法

実施年度当初から被保険者資格があり、実施年度中に 40～74 歳(実施年度中に 75 歳に達するものも含める。)となる被保険者に対して、4 月以降に「受診券」を送付することとする。受診者は、「受診券」と被保険者証を医療機関に持参し受診し、受診後窓口で自己負担費用を支払う。また、特定健康診査受診券の発券は、山口県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

カ 結果通知

特定健康診査の受診者に対し、受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を添えて、健診機関から受診者本人に直接、特定健康診査の結果を通知する。また、治療を要するハイリスクの者には、適切な治療を受けることができるように受診勧奨する。

キ 事業主健診データの保管方法及び保管体制、保管等に関する外部委託について

労働安全衛生法に基づく事業主健診等を受診した者のデータについては、個別に下松市に提出することとし、提出にあたっては原則磁気媒体とする。また、特定健康診査・保健指導に関するデータの管理は、原則 5 年保存とし、山口県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

ク 周知方法

周知方法として、市広報掲載、HPへの掲載、国保だより等パンフレットの配布、各種イベントやマスコミを活用しPRなどを行う。

(2) 特定保健指導の実施方法

ア 基本的な考え方

生活習慣病に移行させないことを目的に、対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援し、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア(自己管理)ができるようになることを目的とする。

そのために、どのような生活習慣を身につけることが必要であるか、また課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行う。

イ 保健指導対象者の抽出(重点化)の方法

効果的、効率的な保健指導を実施するにあたって、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施する。

具体的には内臓脂肪の蓄積を基本とし、リスク要因(高血圧、高血糖、高脂質、喫煙歴等)の数によって保健指導レベルを設定していくとともに、比較的若い時期(65 歳未満)に生活習慣の改善を行うことで予防効果が期待できると考えられるため、年齢に応じた保健指導レベルの設定をしていく。

これらの方法により、保健指導レベルを「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に区分する。積極的支援及び動機付け支援の対象者については、次の表によるものとする。

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当	あり なし		
上 記以外で BMI≥25	3つ該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

ウ 実施場所

下松市保健センター
 契約した医療機関
 各家庭または利用者が指定した場所(ICT 面談も実施可能)

エ 実施時期・期間

特定健康診査結果に基づき、特定健康診査終了後に随時実施
 期間は原則 3~6 か月

オ 特定保健指導委託基準

医療機関については(1) 特定健康診査の実施方法、エ 特定健康診査等の外部委託【特定健康診査委託基準】に準拠する。

事業者については公募型プロポーザルにおいて、土・日曜日や夜間なども利用できるように実施日を設定できる等、対象者の利便性を考慮し選定、個別委託する。

カ 実施方法

(ア) 積極的支援

積極的支援の対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組ができるよう、保健師、管理栄養士等の指導のもとに行動計画を策定し、保健師、管理栄養士、運動指導に関する専門知識及び技術を有する者等が生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを3か月以上の期間継続して行うとともに、当該計画の策定の日から3か月経過後評価を行うものとする。なお、実施内容は次のとおりとする。

- ① 初回面接
- ② 電話支援
- ③ 手紙・メール支援
- ④ 電話支援
- ⑤ 手紙・メール支援
- ⑥ 手紙・メール支援
- ⑦ 手紙・メール支援
- ⑧ 3~6ヶ月後評価

※ ①については分割実施する場合あり

※ ②~⑦の間に個別運動指導を実施することあり

(イ) 動機付け支援

動機付け支援の対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組ができるよう、保健師、栄養管理士等の指導のもとに行動計画を策定し、保健師、管理栄養士、運動指導に関する専門知識及び技術を有する者等が生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うとともに、当該計画の策定の日から原則 3～6 か月経過後評価を行うものとする。なお、実施内容は次のとおりとする。

① 面接支援

② 3～6 か月後に評価

※ ①については分割実施する場合あり

※ ①の後に個別運動指導を実施することあり

(ウ) 情報提供

対象者が生活習慣病や健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果と合わせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供する。

(エ) 医療機関受診勧奨

特定健康診査の受診結果が受診勧奨判定値であるにも関わらず、医療機関での受診がない者については、訪問や電話等で受診勧奨に努める。

キ 周知、案内方法

特定健康診査受診者全員に対して、健診結果票を送付するとともに、国の定める支援グループに該当する者に対しては、特定保健指導利用券を同封する。また、特定保健指導利用券の発券は、山口県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(3) 実施における年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
4月	健診対象者の抽出、受診券等の印刷・送付	
5月	(健診開始)	保健指導対象者の抽出、案内等の送付 (保健指導開始)
6月	健診データ受取	
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月	(健診終了)	
3月	翌年度の契約準備	
4月	特定健康診査実施医療機関等との契約	
5月		
6月		
7月		(保健指導受付の終了)

下松市国民健康保険
第3期データヘルス計画
(第4期特定健康診査等実施計画)
(令和6年度～11年度)

令和6年2月策定

編集・発行 下松市生活環境部保険年金課
〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号
電話 0833-45-1823
<http://www.city.kudamatsu.lg.jp/hoken>